

備前市監査委員告示第3号

令和2年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和2年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年8月30日

備前市監査委員 小野田 隼也
備前市監査委員 土 器 豊

所 管 部 署	吉永総合支所管理課
---------	-----------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>八塔寺山荘及び八塔寺ふるさと館における指定管理について、債務負担行為の効力が失われているにもかかわらず、誤った金額を調書に計上し、議会に提出していることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。</p>	<p>当該施設のみならず、指定管理を含め事務を執行する場合において、債務負担や協定、期間や金額等について、担当者及び担当係長・課長がダブルチェックを行い、事務を執行しています。</p> <p>なお、当該施設については令和 3 年度から指定管理を行っていません。</p>

所 管 部 署	吉永総合支所管理課 (契約管財課)
---------	----------------------

【指導事項】	措 置 状 況
<p>八塔寺山荘及び八塔寺ふるさと館において、指定管理施設の使用料収入がなくなるなどの収益見込に関するリスク分担を想定していなかったにもかかわらず、指定管理料を増額しており、リスク分担の想定を改善する必要があると認められる。</p>	<p>当施設は公共施設ですが、公共施設の維持管理の観点に加え、経営の観点からも、費用対効果、収(損)益も勘案し管理料を決めています。</p> <p>なお、当施設の管理料は、令和 4、5 年度は、予算措置をしていません。</p>